

箱根町立「箱根の森小学校」及び「箱根中学校」校章募集要項

平成 20 年 4 月から温泉小、宮城野小、箱根小を統合した「箱根の森小学校」と、湯本中、箱根明星中、仙石原中を統合した「箱根中学校」を新しく設置することになりました。

そこで箱根町立小・中学校統廃合準備委員会では、この箱根の新校にふさわしい校章（シンボルマーク）を制定し、校旗やバッジなどに使用することを目的として、校章デザインを皆さんから募集します。

【応募区分】 ①小学校の校章の部 ②中学校の校章の部

【応募用紙】

応募用紙については次の施設（【応募用紙及び回収箱設置場所】を参照）にありますので必要事項を記入のうえ、応募してください。

- ・ 記名式で、小・中学校別に、1 人につき 1 点応募できます。
- ・ 用紙は町ホームページからダウンロードすることもできます。

http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/index.html

- ・ 必ず色鉛筆で色を塗ってください。
- ・ デザインの意味や、モチーフにしたもの（何の形をもとにして描いたかなど）を必ず書いてください。

【応募用紙及び回収箱設置場所】

- ・ 役場（庶務課総合窓口、教育委員会）
- ・ 出張所
- ・ 社会教育センター
- ・ さくら館
- ・ やまなみ荘
- ・ レイクアリーナ箱根
- ・ 町立幼稚園、保育園、小学校、中学校

※提出できる時間は、各施設の事務取扱時間内とします。上記の施設であれば、どこの施設でも提出できます。

【募集期間】

平成 19 年 7 月 1 日（日）～平成 19 年 9 月 10 日（月）

【募集対象】

児童、生徒を含めた町内在住・在勤の方とします。

【選考方法】

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会校歌・校章・校旗等検討部会で審査し、採用する校章デザインを 1 点決定します。

【応募作品の取扱い】

- ・ 作品は、応募者が創作した未公表のオリジナル作品に限ります。
- ・ 当選者は、採用作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を箱根町に移転します。（無償で譲与していただきます。）
- ・ 応募者は、応募事業の紹介や記録のために箱根町が応募作品を利用することを認めることとします。
- ・ 採用作品は、色彩の変更を含めた補作・修正を行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- ・ 応募作品は返却しません。
- ・ 作品はあくまでも手書きとし、コンピュータ出力の作品は受け付けません。
- ・ 著作権には触れないように十分に配慮してください。作品の中には、第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
- ・ 作品の著作権等について第三者から異議申し立て、苦情などがあつた場合、費用負担などを含めて応募者が対処するものとします。また、採用後でも作品の類似、盗作または募集要項違反が認められた場合は、採用を取り消すこともあり、違反作品による損害について応募者が対処するものとします。

- ・ 応募にあたりご提供いただいた個人情報、本要項による入選作品の発表のためのみに使用します。

【その他】

選考結果は、広報誌及びホームページ等でお知らせします。その際、氏名等を公表しますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会事務局（教育委員会学校教育課）

電話 0460-85-7600

<参考>現在の町立小・中学校の校章

<p>湯本小学校</p> 	<p>温泉小学校</p> 	<p>宮城野小学校</p> 
<p>仙石原小学校</p> 	<p>箱根小学校</p> 	
<p>湯本中学校</p> 	<p>箱根明星中学校</p> 	<p>仙石原中学校</p>  <p>(校旗に刺繍されているマーク)</p>